

A事案の区域において掘削を伴う土地改変を行う場合の 安全確保措置について

1 土地改変指針について

平成15年12月16日閣議決定「国内における毒ガス弾等に関する今後の対応方針について」において、民有地に関しては、土地を改変する際における被害予防のための指針の策定及び周知徹底を環境省が行うこととされており、本指針はこれを受け、地下水、土壌、大気等の環境調査と併せて、A事案の区域における安全確保を図るものである。

2 土地改変指針の適用

今後、A事案の区域（習志野・船橋、平塚、寒川）の民有地において、構造物や舗装等が存在して一連の環境調査が未実施の区域においては構造物や舗装等の撤去の機会を捉えて一連の環境調査を実施することとなるが、一連の環境調査が実施されて日常生活において危険性がないことが担保されている区域においても掘削を伴う土地改変を行う場合には、作業時の安全及び周辺住民の安全の確保の観点から追加的な環境調査の実施と本指針に基づく安全確保措置を図ることとする。

3 土地改変指針の実施方法

（1）土地改変指針の周知徹底

別添「A事案の区域における土地改変指針（案）」について、当該区域の市町村や関係省庁等の協力の下で、当該区域の民有地の全ての土地の管理者等（土地所有者、土地管理者等）及び土地改変工事事業者に対して事前に適切に周知する。

（2）掘削を伴う土地改変工事等の事前把握

国が中心となって、当該区域の市町村や関係省庁等の協力の下で、当該区域の民有地の全ての土地の管理者等（土地所有者、土地管理者等）及び土地改変工事事業者に対し、土地改変工事の際には事前に国（環境省毒ガス情報センター）に連絡いただくよう広報・周知を図ることで、土地掘削を伴う工事を事前に把握することとする。